

第52回
岐阜県国土利用計画審議会
議事録

日時：平成29年9月20日（水）13:30～14:30

場所：議会東棟 第3面会室

【事務局】

本日は、岐阜県国土利用計画審議会の御案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中御出席賜り、ありがとうございます。

ただいまから、第52回岐阜県国土利用計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、酒向都市建築部長から御挨拶申し上げます。

【都市建築部長】

(あいさつ)

【事務局】

本日は委員改選後、初めての審議会でございますので、委員名簿の順番によりまして、簡単ではありますが御紹介させていただきます。(役職・氏名を読み上げ)

それでは、議事に入る前に本日の審議会には15名中14名と半数以上の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第3項による定足数に達しております。よって、本審議会は成立していることをご報告いたします。

続きまして、今回は委員任命後の初めての審議会でございますので、審議会の会長を選任したいと思います。会長は、審議会条例第4条第1項の規定により委員の互選によることとなっております。

委員の皆様、意見はございませんか。

【委員一同】

(異議なし)

【事務局】

御異議がないようですので、事務局から提案させていただきます。

それでは、環境問題の専門家で、朝日大学名誉教授そして前会長であった大野委員様に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員一同】

(異議なし)

【事務局】

それでは、大野会長に就任の挨拶と審議会条例第4条第3項により会長職務代理者の氏名をお願いします。また、審議会条例第5条第2項の規定により、会長が議長になるとなっておりますので、議事進行につきましてもお願いいたします。

それでは、大野会長様、よろしく願いいたします。

【大野会長（議長）】

ただいま、事務局から説明のありましたように、私が議事の進行を務めさせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いします。

それでは、会長職務代理者として神谷委員を指名させていただきます。

また、運営規程において、審議会の議事録について会長及び会長が指名した委員2人が

署名することになっております。

会長が指名する委員として、関委員と川合委員にお願いしたいのでよろしく申し上げます。

議事 「土地利用基本計画書第五次（素案）について」

【事務局】

（土地利用基本計画書第五次（素案）について説明）

説明は以上です。御意見くださいますようよろしくお願いいたします。

【大野会長】

岐阜県土地利用基本計画（素案）について、また事務局の説明について、お気づきの点や御意見等ございましたら、御発言をお願いします。

【川合委員】

この計画から外れるかもしれませんが、近年、激甚災害が非常に多くなってきて、国交省の関係で遊水地を設けるというものを見かけたことがあります。

かつて、明治の頃までは長良などに遊水地があり、そこで洪水を吸収していたものですが、最近はその土地が都市化され公共施設が建てられてふさがってしまい、川もこれ以上対応しきれないということで、農地を遊水地化するという動きがあったのですが、そういう案件は、この計画の中に入れていかなくてもいいものかどうかと思いました。

【大野会長】

防災についての記述がありますけれども、この御意見についてのコメントがありましたらお願いします。

【事務局】

現段階においては、県としては具体的なやり方まで決まっていないという認識であります。

【川合委員】

上流地域における遊水地の整備計画を見たことがあったので、少し気になっていたのです。やはり、農地でも協力できるところは、積極的に協力できると思います。そういうところも本来の機能性を考えて、検討していてもいいのではないかなと前から思っていました。

【事務局】

この計画に書いていくとなりますと、そういった土地利用の方向を積極的に認めるということになり、県としてそれを認めていくのかどうかという議論になりますので、そこまで書けるのかどうかということも含めて、他部局とも相談させていただきます。

【神谷委員】

計画の内容ではなく、国語的なことになりますが、素案1ページに「1 土地利用の基本方向」とあり、その下に「(1) 県土地利用の基本方針～」とあり、このような書き方をいただいておりますが、「持続可能な県土地利用」というのは、前の計画からずっと「基本理念」かと思えます。「理念」というのは、いわゆるすべての計画及び実施の拠り所になる根本的なものといえますか、ミッションという意味合いのものだと思います。本文では「持続可能な県土地利用に向けて」が基本方針になっていますが、これが「基本理念」であるならば、ややもすると、「基本理念」である「持続可能な県土地利用に向けて」が基本方針のように取り違えられてしまうかもしれません。ですから、「持続可能な県土地利用に向けて」は「基本理念」であるという書き方にして、その下の「ア 県土地利用の～」につなげていかないと、「理念」と「方針」の使い方を整理されてはどうかと思えます。「理念」＝「ミッション」を実現するために、「どういう方向性を出すか」＝「方針」ですので、「方針」が「理念」の下へ来るのではないかと思います。

それから、3 ページのところ「エ 持続可能な県土地利用の基本方向」として(ア)～(エ)とありますが、基本方針は3 つなのに4 つ掲げられている点をチェックして頂くようよろしくをお願いします。

【事務局】

「エ 持続可能な県土地利用の基本方向」中の(エ)は、(ア)～(ウ)全体に係る事項として掲げております。また、「理念」と「方針」の関係と書き方につきましては、一度検討させていただきますが、この部分はもともと国土利用計画(岐阜県計画)の書き方を踏襲した格好になっているものですから、その関連性についても少し考慮させていただくということをお願いします。

【木野委員】

確認させていただきたいのですが、本計画中の「1 県土の利用に関する基本構想(4)土地利用の原則」と「2 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針」については、資料1において「前計画の考え方を継続」とありますが、これはもう議論しない、という意味なのでしょうか。

【事務局】

議論しないということではありませんが、もともとこの部分は法令の規定の考え方を踏襲した格好になっていますので、この部分を見直したから他の部分との関係が変わるということにはなかなかならないということもございまして、この場で議論したから土地利用の優先順位が変わるかというのは難しいところです。

【木野委員】

法制度上の理解としてやる場合においては一般論ですから、細かい部分で変更するということはないと思いますが、先程、岐阜地域、西濃地域等それぞれにおいて、現在の状況、そして将来構想のなかで、新しいプロジェクトが進行している状況において、特に土地利用基本計画中の地域地区の重複の場合の調整方針との関連性がちょっと弱いのかなという気がしたのですが。

【事務局】

例えば、農業振興地域内の農地を工業用地に変えていくといったことについてでしょうか。

【木野委員】

そこはおっしゃる通りなのですが、一般論で簡単に言うと、変な話ではありますが、「農用地と書いてあればそこは農業優先ですよ、それは個別の法令に書いてあります。」、それはその通りです。でも、各地域の将来像では、大規模プロジェクトを通して大きな変化が予想されるという中で、一般論としての法律上の定義としての農用地の扱いとか、地域の将来の経営の方向性として何かやるときに、一般論だけでは済まない部分があると思っています。

特に我々、市町村行政を扱う者として、その方向性がまた変わってくるわけですから、そのところの可能性がこの計画の中でどこまで書けるのかという議論はどこかでしてほしいと思います。それを今、この審議会の中で議論してほしいというのは別ですが。

【事務局】

今の御意見は、将来的なプロジェクトにおいて、土地利用の方向性が変わっていく可能性についてどこまで議論していくかということですが、本計画に書かせていただいていることは、原則として農用地として置いておくのであれば、という前提での議論になっているという御理解をお願いします。しかしながら、将来的な土地利用の方法を変えるということはある議論でもありまして、計画の前の方でも書かせていただいておりますように、東海環状自動車道の話なども出ておりますが、こういった方針を踏まえた中で個別の土地利用のあり方を見直して、例えば農業地域から外していくといったような場合は個別の議論になることでして、それを否定するものとして計画を定めることではございませんので、御理解いただければと思います。

【木野委員】

圏域の属性と法律上の一般論として、どこでつながっているのかなということが、計画中の記述の中では見えないものですから、そういう気持ちになりました。これは私の思いです。

【事務局】

それらの関係が分かりやすくないかということだと思いますので、そこは検討させていただきたいと思います。

【川合委員】

せっかくインターチェンジを作っていただいても、その周辺の農地は転用してはダメだと言われてしまったら、そこはつらい部分があります。そういったお話はありませんか。

【事務局】

そういう御相談はいろいろといただいております。とはいえ、農地は農地として維持す

ることも政策上の一つの大義がある話でもございます。それと同時に、インターができるとかそういった状況の変化があるときに、土地を有効に利用していかななくてはならないという面もあります。

この土地利用基本計画は、全体をまとめた計画になりますので、どこまでそれを書けるのかということもございますが、最終的には両方の必要性ということを書いたうえで、それを踏まえて個別の調整をしていくという形になるのかなと思っております。

【木野委員】

圏域の部分については、要するに将来の方向も含めて可能性を議論している一方で、一般論としての法制度の規制をどのように絡めていくかというところが明らかになっていれば、それ以上の議論はここでは必要ないと私は思っています。しかし、そこが外れてしまうとちょっとまずいよね、となるかと思えます。

【事務局】

そこは、誤解のないようにさせていただきたいと思えます。

【大野委員】

よろしいでしょうか。

よろしければ、これで質疑を終わらせていただきたいと思います。

本日の議事はこれで終わります。御協力ありがとうございました。